

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付け請求事件

原告 134名

被告 国

参加人 関西電力株式会社

被告第32準備書面

令和2年1月30日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人

竹野下 喜 彦 代

被告指定代理人

坂 本 康 博 代

櫻 野 一 穂 代

益 子 元 暢 代

細 川 全 代

加 藤 友 見 代

藤 田 圭 祐 代

水 野 健 太 代

河 村 肇 代

目 次

第1 原子炉設置（変更）許可処分取消訴訟におけるこれまでの裁判例を踏まえた原告適格の判断枠組み	3
1 はじめに	3
2 もんじゅ最高裁判決を踏まえた検討等	5
3 主張立証責任	15
第2 原子炉との位置関係及び原子炉の規模等に照らして、原告らのうち本件各原子炉施設から相当遠隔地に居住する者については原告適格が認められるべきでないこと	17
1 本件各原子炉の概要	17
2 原告らのうち本件各原子炉施設から相当遠隔地に居住する者については原告適格が認められないこと	18
第3 原告らの原告適格に関する主張は、ICRPの勧告の趣旨を正解しないものであり、前提において誤っていること	19
1 はじめに	19
2 放射線被ばくに関する基礎知識	20
3 ICRPの放射線防護の考え方	25
4 ICRPの勧告を根拠として年間1ミリシーベルトを超える被ばくをもって原告適格を基礎付けることはできないこと	34
5 小括	36
第4 発電用原子炉設置（変更）許可処分がなされた後に新たに別の設置変更許可処分がされた場合における各処分の関係等	37
1 はじめに	37
2 旧許可処分と新変更許可処分とは別個の行政処分であり併存すること	37
3 新変更許可処分がなされた場合における旧許可処分についての取消訴訟の審理判断の対象	39

被告は、本準備書面において、原告適格に関する主張を整理・補充する^{*1}。

なお、略語等の使用は、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

第1 原子炉設置（変更）許可処分取消訴訟におけるこれまでの裁判例を踏まえた原告適格の判断枠組み

1 はじめに

(1) 原告適格とは、その訴訟における原告となり得る法的資格をいい、取消訴訟等の原告適格とは、対象となる行政庁の行為（処分又は裁決）が存在する場合に、その取消しを求めることについて、誰にその資格が認められるのかという問題である。

行訴法9条1項は、取消訴訟は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」に限り、提起することができると定め、平成16年法律第84号による行訴法の改正で加えられた同条2項は、「裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。」と定めて

*1 被告の原告適格に係る従前の主張については、被告第2準備書面第2及び第3（7ないし29ページ）、同第3準備書面第2の3（8ないし12ページ）参照。

いる。

- (2) 当該処分の相手方（名宛人）のように、処分の法律上の効果として、直接権利利益を侵害され、義務を課される者は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき「法律上の利益」を有することは明らかである。問題は、当該処分の相手方以外の第三者が、その処分の取消しを求める「法律上の利益」を有するかどうかである。

この点、取消訴訟の制度の目的の一つに行政の適法性の確保が含まれることが否定されるものでないが、その主要な目的は、権利利益の侵害に対して被侵害者となる立場の者を救済することにあるのであるから、「法律上の利益」もこの観点から考察すべきである。かかる見地からすれば、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は侵害されるおそれがある場合に訴えを提起できるというべきであり（法律上保護された利益説）、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するというべきである。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決・民集32巻2号211ページ、最高裁昭和57年9月9日第一小法廷判決・民集36巻9号1679ページ、最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ〔もんじゅ最高裁判決〕）。なお、上記の平成16年行訴法改正において、法律上の利益の有無を判断する考慮要素として、新たに同法

9条2項が設けられたが、原告適格の判断枠組みそのものは改正前後によって変化したものではないと解されている（最高裁平成17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645ページ、「周辺住民等の原告適格をめぐる諸問題」判例タイムズ1358号30ページ）。

本件の原告らは、関西電力に対してされた設置（変更）許可処分等の取消しを求める周辺住民ら（処分の相手方以外の第三者）であるから、かかる第三者が「法律上の利益」を有するかどうかの問題となる。

2 もんじゅ最高裁判決を踏まえた検討等

(1) もんじゅ最高裁判決の判示

高速増殖炉もんじゅの周辺住民が提起した原子炉設置許可処分無効確認等訴訟において、最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決（民集46巻6号571ページ。もんじゅ最高裁判決。）は、原告適格について、前記1(2)と同旨の判示をした上で、次のアないしエのとおり判示し、設置許可基準について定める平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号等は、周辺住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としてもこれを保護しているものと解した上、高速増殖炉もんじゅから約29キロメートルないし約58キロメートルの範囲内の地域に居住している住民らについて、原告適格を認めた。

ア 原子炉設置許可の基準として、右の（引用者注：平成24年改正前原子炉等規制法24条1項）3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号が設けられた趣旨は、原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼ

し、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力の有無及び申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査をし、右の者において所定の技術的能力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある。

イ 同法24条1項3号所定の技術的能力の有無及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号（引用者注：平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号〔技術的能力に係る部分に限る。〕及び4号）は、このような原子炉の事故等がもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。

ウ 右の3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、右各号（引用者注：平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号〔技術的能力に係る部分に限る。〕及び4号）は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故（引用者注：重大な原子炉事故）等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解

するのが相当である。

エ そして、当該住民の居住する地域が、前記の原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである。

(2) もんじゅ最高裁判決の検討

ア 前記のとおり、もんじゅ最高裁判決は、原告適格を肯定し得る周辺住民の範囲について、平成24年改正前原子炉等規制法24条第1項4号等の合理的解釈から導かれるべきである旨判示しているが、この理は、平成24年法律第47号による改正によって変更されたとは認められない。

平成24年法律第47号による原子炉等規制法の改正によって、同法1条（目的規定）に、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」を目的とすることが明示されたが、これは、平成24年改正前原子炉等規制法1条の定める「災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図る」という目的を具体的に明示したものにすぎないのであって、原子炉等規制法は、上記改正の前後を問わず、国民の生命、健康等について保護することを目的としているものと解され（もんじゅ最高裁判決も同様の見地に立つものである〔前記(1)イ〕。伊方最高裁判決も同旨。）、平成24年改正後の原子炉等規制法43条の3の6第1項4号と、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号とは、その文言に実質的な変更はないことも踏まえると、原子炉等規制法が個別的利益として保護している範囲は、上記改正の前後を問わず基本的に同一であると解するのが自然かつ合理的である。

以上のとおり、平成24年法律第47号による原子炉等規制法の改正の

前後を問わず、原子炉の設置（変更）許可処分取消訴訟における原告適格については、もんじゅ最高裁判決が妥当する。

イ もんじゅ最高裁判決の判示のとおり、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号に規定する「災害」とは、放射性物質等が原子炉の外部に放出されることにより、周辺住民等の生命、身体に対し重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなどの深刻な事態を引き起こすことを意味すると解される。もんじゅ最高裁判決は、このような原子炉等設置許可処分の根拠法規の解釈により、原子炉の事故等がもたらす災害により「その生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受ける」ことが想定される者を、当該処分により自己の法律上保護された利益を必然的に侵害されるおそれのある者として、原告適格を認めたものである。

ウ そして、もんじゅ最高裁判決における「（原子炉の）事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民」という原告適格を有する者の範囲について、同判決の最高裁調査官解説は、「規制法が具体的保護の範囲を、当該原子炉についての具体的諸条件を一切捨象した形式的基準により一律に画する旨の立法政策を採っていると解する原審の右判断（引用者注：当該原子炉から半径20キロメートルの範囲内に住居を有する者に原告適格を認める判断）には疑問があるといわざるを得ない。」、「本判決の右判示は、具体的事案において、個々の原告が、右の『客観的な枠』の中に入っているか否かの判断をする場合には、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係に重点をおいて判断すべきであるというものであり、また、『社会通念に照らし、合理的に判断すべき』であると判示しているのは、例えば、東京都に居住する者が、北海道や九州等に設置予定の原子炉に係る設置許可処分の取消訴訟ないし無効確認訴訟を提起したような場合には、社会通念からみ

て、原告が、当該原子炉の事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものとは想定し得ないから、その原告適格を否定すべきものとする趣旨であり、社会通念による、ある程度大まかな判断を許容する趣旨であろう。原告適格の有無の判断が、本来、訴訟の入口の段階で行われるものであることにかんがみると、右のような判断の方法によるのが適当というべきであって、想定される原子炉事故の規模、右事故による放射性物質の排出量及びこれによりどの程度の健康被害を当該原告が受けるか等についての当事者双方の詳細な主張、立証、鑑定等を経た上で、原告適格の有無を判定するというような判断の方法は、適切なものとはいえないように思われる。」と述べている（350、353及び354ページ）。

また、もんじゅ最高裁判決の最高裁調査官解説では、「右規定（引用者注：平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号〔技術的能力に係る部分に限る。〕及び4号の規定）によりその個別的利益が配慮されるものと解される住民の範囲については、右規定に基づく当該原子炉の基本設計についての安全審査（平常時に当該原子炉から空气中又は水中に排出される放射性物質の周辺環境、特に人体に対する影響とその評価、当該原子炉の事故防止対策ないし事故対策の審査）が、どの範囲の周辺地域・住民を対象として行われることが予定されているかという観点、換言すれば、規制法は、原子炉設置許可の段階で、どの範囲の周辺地域・住民の生命、身体的安全等を、一般公衆のそれとは区別して、特に配慮し、視野に入れた上で右安全審査を行うべきものとしているかという観点から検討されるべきであろう。」と述べている（350ページ）。

- (3) もんじゅ最高裁判決及び行訴法9条2項を踏まえた、原告適格を肯定し得る周辺住民の範囲の検討における考慮事項（本件各原子炉の概要等を除く。）について

ア 設置許可基準規則の内容

(7) 設置（変更）許可処分の基準

原子炉等規制法を根拠に周辺住民の原告適格を肯定し得るとした場合、原告適格を認める範囲も原子炉等規制法の規定の合理的解釈から導かれる必要があり、原子炉等規制法における安全審査がどの周辺地域・住民を対象として行われることを予定しているのか、という観点から検討する必要がある（もんじゅ最高裁判決の最高裁調査官解説・349及び350ページ）。

この点、原子炉設置許可処分の基準については、平成24年法律第47号による改正後の原子炉等規制法（改正原子炉等規制法）により、原子力規制委員会規則に委任されるなどしており、当該基準の具体化・明確化を通じ、より一層の安全確保が図られているところである。原子炉設置（変更）許可処分の審査に当たっては様々な具体的な審査基準が存在するが、設置許可基準規則は原子炉等規制法43条の3の6第1項4号の規定により原子炉等規制法の委任を受けて定められた原子力規制委員会規則であり、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」を審査する際の基準である。原子炉設置（変更）許可処分の際に、原子炉等規制法1条の目的で定める「災害の防止」を図るための最も基本的かつ重要な基準の一つである。

(i) 設置許可基準規則の内容

原子炉等規制法は、原子炉等による災害の防止を図るため、原子力施設の位置、構造及び設備が当該災害の防止上支障がないものであることを要するものとしているが、当該基準の具体的な内容は、設置許可基準規則の定めるところによるのであり、同規則第2章において設計基準対象施設について、第3章において重大事故等対処施設について定められ

ている。ここで、設計基準対象施設とは、発電用原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要なものをいい（同規則2条2項7号）、重大事故等対処施設とは、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）又は重大事故（重大事故等）に対処するための機能を有する施設をいう（同11号）。設置許可基準規則にかかる基準が定められた趣旨は、原子炉等規制法の場合と同様であり、原子炉等による災害の防止という原子炉等規制法の趣旨を徹底することにある。

（ウ）重大事故等対策

重大事故等対策は、設置許可基準規則第3章の重大事故等対処施設として定められているが、原因を問わず、設計基準対象施設の持つ安全機能が喪失することをあえて仮定し、その場合でも、重大事故等対処施設等により、炉心の著しい損傷や格納容器の破損を防止する対策を行っている。例えば、原子炉格納容器の破損に関しては、放射性物質の放出を行ってでも、その破損を防止することを要求しているが（設置許可基準規則37条、50条）、原子炉格納容器が仮に破損すれば大量の放射性物質が放出され、原子力施設近傍の地域・住民に直接的かつ重大な被害が生じることから、原子炉格納容器破損を防止するために格納容器外に放出する放射性物質の量（セシウム137の総量）は100TBqを下回る量としている（同規則37条、有効性評価ガイド3.2.1〔乙第80号証・14ページ〕）。この量は、放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものであることが求められているところ（同規則37条2項の解釈2-3(c)）、原子力発電所のサイトの近隣に住む住民が長期避難を余儀なくされる事態となる見込みが少ないと考えられるものである。このように、重大事故等対

策における格納容器破損防止対策には、原子力施設近傍の地域・住民や環境の保護を図ったものもある。

イ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）及び原子力災害対策指針（以下「原災指針」という。）の趣旨・目的について

(7) 原災法は、「原子力災害の特殊性にかんがみ」原子炉等規制法、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）「その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的」（同法1条）とする。

(4) 原災法6条の2第1項を受けて策定される原災指針は、「国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとする事」をその目的とする（乙第213号証・1ページ）。当該指針は、IAEAの定めた原子力防災に関する安全基準（IAEA Safety Standards Safety Guide No. GS-G2.1）が定める判断基準を踏まえたほか、福島第一原発事故の後に、旧原子力安全委員会の取りまとめによる「原子力施設等の防災対策について」（旧指針）等の内容を精査し、さらに、国会、政府、民間の各事故調査委員会からの報告書等を考慮した上で、原子力規制委員会において定めたものである。

(5) 以上から、原災法及び原災指針は、原子力災害に対する対策の強化を図ることを目的としており、災害を未然に防ぐために原子炉の運転等に対する必要な規制を行うことを目的とする原子炉等規制法と補完し合う関係を有しているものと考えられ（乙第214号証・22ページ）、こ

れらは密接に関連するものといえる。

ウ 原災指針における原子力災害対策重点区域の範囲

(7) 原災法の委任を受けた原災指針においては、原子力災害の発生を想定して原子力災害対策重点区域（被告第2準備書面第3の2(1)ア・17ないし19ページ，乙第29号証・18ページ，乙第213号証・51ページ参照）として、放射線被ばくにより重篤な確定的影響を回避する区域（以下「PAZ^{*2}」という。PAZは、原子力施設からおおむね半径5キロメートルを目安とする。）と、確率的影響のリスクを合理的な範囲で最小限に抑える区域（以下「UPZ^{*3}」という。UPZは、原子力施設からおおむね半径30キロメートルを目安とする。）を定めている。この距離設定は、原災指針の目的・趣旨（乙第213号証・1及び2ページ）にもあるとおり、IAEAの安全基準や福島第一原発事故の教訓等を踏まえて設定されたものである。

(4) このPAZとUPZとの差異は、PAZは、原子力施設での事故発生の際には「即時避難」、すなわち万一被ばくした場合その影響が大きいことから被ばくを許容しない考え方にに基づき、当該原子力施設からの放射性物質の放出前から予防的に防護措置を実施する区域であるのに対して、UPZは、放射性物質の放出後の状況に応じて避難や屋内退避等を準備する区域であることから、ある一定程度の被ばくは許容するとの考

*2 PAZ (Precautionary Action Zone) とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響を回避するため、緊急時活動レベル (EAL) に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域 (乙第213号証・52ページ) をいう (被告第2準備書面第3の2(1)イ・19ないし21ページ参照)。

*3 UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) とは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時活動レベル (EAL)、運用上の介入レベル (OIL) に基づき、緊急防護措置を準備する区域 (乙第213号証・52ページ) をいう (被告第2準備書面第3の2(1)イ・19ないし21ページ参照)。

え方に基づくものである。

エ 原災法及び原災指針の位置づけ

原子炉等規制法及び設置許可基準規則に違反してされた原子炉等の設置（変更）は、原子炉等による重大な事故が発生した場合に、原子炉施設周辺の住民に直接的かつ重大な被害をもたらすおそれがある。原災法及び原災指針は、実際に原子力災害が発生した場合を想定した上で、国際基準等も参酌した上で設定されており、法律上保護に値する利益を有するか否かを考慮するに当たり、これらも勘案するのが相当である。

(4) 下級審判決の状況

下級審判決においては、もんじゅ最高裁判決に沿い、原子炉との位置関係のみならず、原子炉の規模等の具体的諸条件を勘案して、原告適格の有無を判断している。

例えば、東海第二発電所原子炉設置許可処分取消訴訟に関する東京高等裁判所平成13年7月4日判決（判例時報1754号35ページ）は、「各控訴人らの右の各住所は、いずれも本件原子炉施設から約三キロメートルないし約二〇キロメートルの範囲内の地域にあることが認められる。そうすると、…本件原子炉が電気出力約一一〇万キロワット、熱出力約三三〇万キロワットの沸騰水型の原子炉であることが認められることなどからして、右の各控訴人らは、いずれも本件原子炉の設置許可の際に行われる規制法二四条一項三号所定の技術的能力の有無及び四号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起こり得る事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者というべきであるから、本件処分の取消しを求めるについて、行訴法九条にいう『法律上の利益を有する者』に該当するものと認めるのが相当である。」と判示し、距離を中心としながらも、本件原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を勘案して原告適格を判断している（本件原子炉施設から100キロ

メートル余もの遠隔地に居住するに至った者については、原告適格を否定した。^{*4)}。

3 主張立証責任

(1) 原告適格を基礎づける事実については、原告らが主張、立証責任を負うべきであり(司法研修所編「改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」112ページ)、原告らにおいて、当該原子炉の事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるという原告適格を基礎づける具体的な事実等を主張、立証しない限り、原告適格は認められず、当該訴えは却下されるべきことになる。

(2) この点、福島第一発電所の設置許可処分の無効確認訴訟である東京地方裁判所平成26年1月14日判決(判例秘書登載)は、原告適格について、もんじゅ最高裁判決を踏まえ、以下のとおり判示する。

ア 原告適格の有無の判断は、本来、訴訟の入口の段階で問題となるものであるから、想定される原子炉事故の規模、当該事故による放射性物質の放出量及びこれによりどの程度の健康被害を当該原告が受けるか等についての当事者双方の詳細な主張立証を経た上で判断するのは相当ではなく、原告適格の有無の判断は、社会通念によるある程度大まかな判断が許容されると解すべきであるが、社会通念に照らし合理的に判断するためには、原子炉規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号(引用者注:判決当時の条文。改正原子炉等規制法においては43条の3の6に相当する。後記イも同じ。)所定の安全性に関する各審査に過誤、

*4 この点、同判決は、想定される事故等の態様や規模によっては、遠隔地に居住している者であっても被害を被る事態も想定されないではないとしつつも、「遠隔地に居住する住民について想定される被害は、もはや原子炉施設周辺に居住している住民について認められる個別、具体的な被害の域を超えて、むしろ広く一般公衆について等しく考えられる抽象的、一般的な被害という性質を有するにすぎないものというべきであり、したがって、このような被害の可能性を理由に、本件訴訟の原告適格を認めることは困難なものといわなければならない」と判示している。

欠落があった場合に起こり得る原子炉事故等の内容，程度，原子炉の事故等により放出される放射性物質の種類，量，それらの放射性物質が身体，生命等に与える影響の有無，程度等に関する基礎的な科学的，専門技術的な知見を基に想定せざるを得ない。

イ 原告適格は公益的意義を有する訴訟要件であり，その有無は職権調査事項であるが，その判断の基礎となる資料の収集については弁論主義の適用があり，原告適格の有無が問題となる場合には，原告が原告適格を有することを基礎付ける事実につき主張立証責任を負うものと解すべきである。しかしながら，原子炉設置許可処分の無効等確認の訴えの原告適格の有無を判断するためには，本件原子炉の原子炉規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤，欠落があった場合に起こり得る原子炉の事故等の内容，程度，原子炉の事故等により放出される放射性物質の種類，量，それらの放射性物質が身体，生命等に与える影響の有無，程度等を想定する必要があるが，これらの事項を合理的に想定するためには，科学的，専門技術的な知見が必要となるところ，原子炉規制法が，原子炉設置許可処分につき，各専門分野の学識経験者等を擁する原子力安全委員会の科学的・専門技術的知見に基づく意見を尊重してしなければならないものとし（原子炉規制法24条2項），原子炉の安全性審査の際には原子力安全委員会の意見その他の科学的・専門技術的知見を踏まえて設置許可の許否を判断していることからすると，原子炉設置許可権限を有する内閣総理大臣（及びその事務を承継した原子力規制委員会）は，その権限行使の過程等において上記の科学的・専門的知見を取得し保有しているものと考えられる。したがって，原告が原子炉設置許可処分の無効等確認の訴えについて原告適格を有することを基礎付ける事実を一定程度主張立証した場合には，処分行政庁の属する被告（国）の側において，原告の主張立証が合理的なものでないことを主張立

証しない限り、原告適格を肯定すべきものと考えられる。

(3) 前記(2)の判示は、伊方最高裁判決の判示を踏まえたものであるが、今日において、上記判示が指摘するような証拠の偏在は存しない。

すなわち、伊方最高裁判決で判断の対象とされた原子炉設置許可処分は、昭和47年11月28日にされたものであり、同設置許可処分の申請書や審査書は原子力月報等の文献で公表されていたが、インターネット技術が存在する時代ではなかったため、上記判決に係る一審原告らが申請書等にアクセスするのは、現在ほど容易ではなかった。また、その当時の安全審査に関する議事録は、その当時の慣行上、数枚程度の簡潔なもので逐語的なものではなかった。これに対し、今日において、伊方最高裁判決が前提とした証拠の偏在は、もはや存在しない。現に、本件訴訟において、原告らは、原子力規制委員会が公表している資料や学者による論文発表に基づいて主張立証を行うことができているのであるから、証拠の偏在が解消されていることは明らかである。

したがって、本件においては、伊方最高裁判決と同旨の論旨で原告適格についての主張立証責任の所在を判示した、前記判決の論旨は、妥当しないと考えられる。仮に、前記の判決の判示が妥当するとしても、少なくとも前記判示のとおり、原告側において、原告適格を有することを基礎づける事実を一定程度主張、立証することが必要である。

第2 原子炉との位置関係及び原子炉の規模等に照らして、原告らのうち本件各原子炉施設から相当遠隔地に居住する者については原告適格が認められるべきでないこと

1 本件各原子炉の概要

(1) 大飯発電所3号炉の概要

本件各原子炉のうち、大飯発電所3号炉は、参加人（関西電力）が昭和6

2年2月10日に通商産業大臣（当時）から設置許可処分を受け、その後、工事計画の認可等を経て、福井県大飯郡大飯町（当時）に建設した加圧水型軽水炉（PWR）である。大飯発電所3号炉は、昭和62年3月に建設工事が開始され、平成3年12月18日に通常運転を開始した。

大飯発電所3号炉は、福島第一原発事故後に定期検査のため原子炉を停止していたが、平成29年5月24日に本件設置変更許可処分を受け、その後、工事計画の認可等を経て、平成30年3月14日に再起動し、同年4月10日に通常運転を開始した。

大飯発電所3号炉の熱出力は342万3000キロワットであり、電気出力は118万キロワットの発電設備を有している。燃料には低濃縮二酸化ウランが用いられ、燃料装荷重量は約91トンである。（以上につき、乙第215号証・23及び25ページ）

(2) 大飯発電所4号炉の概要

本件各原子炉のうち、大飯発電所4号炉は、参加人が昭和62年2月10日に通商産業大臣（当時）から設置許可処分を受け、その後、工事計画の認可等を経て、福井県大飯郡大飯町（当時）に建設した加圧水型軽水炉（PWR）である。大飯発電所4号炉は、昭和62年3月に建設工事が開始され、平成5年2月2日に通常運転を開始した。

大飯発電所4号炉は、福島第一原発事故後に定期検査のため原子炉を停止していたが、平成29年5月24日に本件設置変更許可処分を受け、その後、工事計画の認可等を経て、平成30年5月9日に再起動し、同年6月5日に通常運転を開始した。

大飯発電所4号炉の熱出力、電気出力、燃料及び燃料装荷重量は、大飯発電所3号炉と同様である。（以上につき、乙第215号証・23及び25ページ）

2 原告らのうち本件各原子炉施設から相当遠隔地に居住する者については原告

適格が認められないこと

本件各原子炉の規模等については、前記1で述べたとおりであり、いずれも電気出力約118万キロワットの加圧水型原子炉である。他方、原告らは、本件各原子炉施設から約16.9キロメートルないし約1282キロメートルの範囲内に居住する者とされている（甲第33号証、甲第194号証の2、原告ら準備書面(29)第2・4ないし6ページ）。

前記第1のとおり、原告適格の有無は、原子炉との位置関係のみならず、原子炉の規模等の具体的諸条件を勘案して判断すべきであり、被告第3準備書面第2の3(3)アないしウ（10及び11ページ）のとおり、原子炉設置許可処分取消訴訟における下級審判決においても同様の判断枠組みに依拠しているところ、これらの裁判例に照らしても、原告らの中には、本件各原子炉施設から相当遠隔地に居住する者がいる。しかるに、原告らは、現時点においても、そのような遠隔地に居住する原告らが、生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される地域に居住すると認められること（原告適格を有することを基礎づける事実）について、具体的に立証していない。

したがって、原子炉との位置関係及び原子炉の規模等に照らして、原告らのうち本件各原子炉施設から相当遠隔地に居住する者については、原告適格が認められるべきではない。

第3 原告らの原告適格に関する主張は、ICRPの勧告の趣旨を正解しないものであり、前提において誤っていること

1 はじめに

原告らは、訴状第2の2（5ページ）、原告ら準備書面(1)第5（16ないし18ページ）、原告ら準備書面(2)において本件の各原告に原告適格が認められることを主張し、原告ら準備書面(29)第2（4ないし6ページ）、原告ら準備書面(34)第4（25及び26ページ）において原告適格に関する主張を補充す

る。その要旨は、電気事業法40条及び原子炉等規制法の趣旨・目的に照らして、本件の原告適格の有無は、国民の生命、健康を保護する観点から決すべきところ（原告ら準備書面(1)第5・16ないし18ページ、原告ら準備書面(2)第1・2及び3ページ）、本件各原子炉において原子炉事故等が発生したことを想定した場合に、ICRP（国際放射線防護委員会）が公衆被ばくに関する実効線量の限度として提唱する年間1ミリシーベルトを超える被ばくを受ける可能性がある地域に居住する原告らには、全て原告適格が認められるべきであり、本件シミュレーションに基づく計算を前提にしても、全ての原告の年間被ばく線量が基準値である1ミリシーベルトを超えるのであるから、全ての原告につき原告適格が認められるべきである、というものである（原告ら準備書面(2)第2・3ないし10ページ、原告ら準備書面(29)第2・4ないし6ページ〔なお、同書面において「原告ら準備書面(1)」と引用されている箇所は、全て「原告ら準備書面(2)」の誤記であると認める。〕、原告ら準備書面(34)第4・25及び26ページ）。

しかし、原告らの上記主張は、ICRP（国際放射線防護委員会）が示す公衆被ばくに関する実効線量の限度の数値が意味するところを正解しないものであり、前提において誤っている。以下では、放射線被ばくに関する基礎知識（後記2）及びICRPの放射線防護に関する考え方（後記3）について述べた上で、原告らの上記主張が誤っていること（後記4）を、被告第2準備書面第3の4（28及び29ページ）をふえんして説明する。

2 放射線被ばくに関する基礎知識

(1) 放射線の種類とその性質

ア 放射線の種類

原子核の崩壊や核分裂反応のときに放出される粒子や電磁波のことを「放射線」という。放射線を発生する能力のことを「放射能」といい、放射性物質とは、かかる放射能を有する物質のことをいう。ただし、放射性

物質それ自体を指して「放射能」という用語を用いることもある。

放射線には、以下のとおり、アルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、中性子線等の種類がある（乙第216号証・63ページ）。

アルファ線は、陽子2個と中性子2個が結びついたヘリウムの原子核（アルファ粒子）の流れであって、プラスの電気を帯びている。

ベータ線は、原子核から高速で飛び出す電子の流れであって、通常はマイナスの電気を帯びている。

ガンマ線は、原子核からアルファ粒子やベータ粒子が飛び出した直後等に、余ったエネルギーが電磁波（光子）の形で放出されるもので、光子の流れである。ガンマ線は、電気を帯びていないため、後記イのとおり、強い透過力を有する。

エックス線は、原子から放出される電磁波であり、ガンマ線と同様、電気を帯びていないため、後記イのとおり、強い透過力を有する。

中性子線は、核分裂等に伴い放出される中性子の流れであって、電氣的に中性である。このため、後記イのとおり、強い透過力を有する。

イ 放射線の性質

前記アのとおり、放射線には複数の種類があるところ、以下のとおり、物質をすり抜ける力を意味する「透過力」に差がある（乙第216号証・63及び64ページ）。

アルファ線は、物質の中を通る際の電離作用（アルファ線が、その周囲にある数多くの原子の電子をはじき出す作用）によって周囲の原子にエネルギーを与えるなどして急速にエネルギーを失うため、透過力は極めて小さく、空気中でも数センチメートルしか進むことができない。そのため、紙によって遮ることができる。

ベータ線は、アルファ線に比べると透過力はかなり大きいですが、空気中でも数十センチメートルないし数メートル程度しか透過できない。そのため、

数ミリメートルないし1センチメートル程度の厚さのアルミニウムやプラスチックの板で遮ることができる。

ガンマ線やエックス線は、物質の中を通る際に、物質の電子と作用して吸収されたり散乱させられたりするものの、アルファ線やベータ線と異なり電気を帯びていないため、強い透過力がある。ただし、鉛や厚い鉄の板によって遮ることができる。

中性子線には更に強い透過力がある。しかし、物質の中の原子核と衝突してその原子核をはじき飛ばしたり、原子核の中に吸収されたことにより減衰するため、水やコンクリートによって遮ることができる。

(2) 放射線に関する単位

放射線に関する単位としては、以下のとおり、ベクレル (Bq)、グレイ (Gy)、シーベルト (Sv) 等がある (乙第216号証・64ページ, 乙第217号証・176ページ)。放射線に関する単位は、放射線を出す側の単位と放射線を受ける側の単位に大別できる。すなわち、ベクレルは放射線を出す側の単位で、放射線を受ける側の単位には、グレイとシーベルトがある (乙第218号証・36ページ)。

ア 放射線を出す側の単位であるベクレルは、放射能の強さを表す単位であり、1秒間に1個の原子核が崩壊することを1ベクレルと数える。かつては、キュリー (Ci) という単位が用いられた。なお、1キュリー = 3.7×10^{10} ベクレル (370億ベクレル) である。(以上につき、乙第216号証・64ページ, 乙第218号証・34ページ)

イ 放射線が物質を通過すると、当該部分では放射線のエネルギーが吸収される。この吸収線量の単位がグレイである。すなわち、グレイは、放射線のエネルギーがどれだけ物質 (人体を含む。) に吸収されたかを表す単位であり、物質1キログラム当たり1ジュール (J) のエネルギー吸収があったときの線量を1グレイとする (1ジュールは0.24カロリー [ca

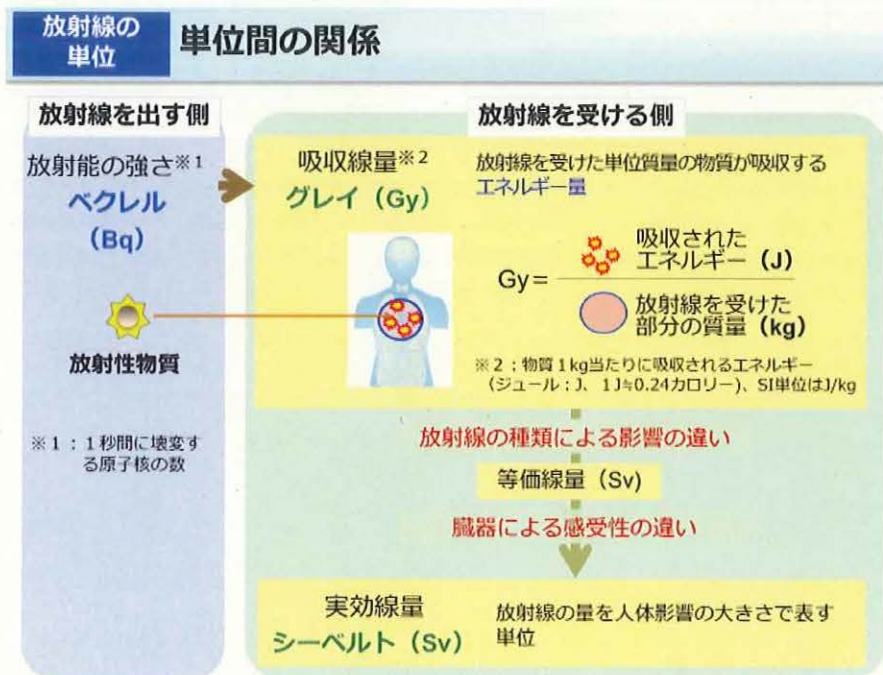
1) である。)。かつては、ラド (rad) という単位が用いられた。なお、1ラド=0.01グレイである。(以上につき、乙第216号証・64ページ)

ウ もともと、放射線の人体への影響を検討する上では、吸収線量が同じであっても、放射線の種類やエネルギーによって人体への影響が異なるため、人体が複数の箇所を受けた放射線の影響を足したり、過去に受けた放射線による影響を足したりして考える必要があり、そのために考案されたのが、等価線量と実効線量の線量概念である (いずれも単位は「シーベルト」である。)

等価線量 (シーベルト) とは、人の臓器や組織が受けた影響を、放射線の種類ごとに重み付けしたものであり、実効線量 (シーベルト) とは、放射線防護における被ばく管理のために考案されたものであり、等価線量とは異なり、個々の臓器や組織ごとの感受性の違いによる重み付けをして、それらを合計することで、放射線の量を人体 (全身) への影響として表したものである。かつては、レム (rem) という単位が用いられ、1レム=0.01シーベルトである。(以上につき、乙第216号証・64ページ、乙第218号証・35ないし43ページ)

なお、実効線量を算出するために用いられる重み付けのための係数 (組織加重係数) は、放射線防護の観点から、ICRPにおいて、適宜、新たな知見を踏まえた見直しが行われている (最新のものは2007年勧告である。乙第218号証・37ないし39ページ)。

エ 放射線の単位の関係性は、下図 (乙第218号証・36ページの図) のとおりである。



(3) 自然放射線と人工放射線

自然界のあらゆるところに、そして常に、放射線が存在し、人類は、その誕生のときから現在に至るまで絶えず自然放射線を被ばくし続けながら生活してきた。したがって、原子力発電等が開発されて初めて放射線を被ばくするようになったのではない。すなわち、自然界には、宇宙線と呼ばれる宇宙からの放射線、地殻を構成している花崗岩、石灰岩、粘土等の中に含まれる放射性物質から放出される放射線、人間が摂取する飲食物等の中に含まれる放射性物質から放出される放射線等が存在し、人類はこれら自然界からの放射線を絶えず被ばくし続けているのである。(以上につき、乙第216号証・64ページ)

自然放射線量は、地域等によってかなりの差がある。我が国の場合、宇宙線、大地からの放射線及び食物摂取から受ける放射線量（ラドンなどの吸収によるものを除く。）の合計は、一人当たり全国平均で年間1.48（約1.5）ミリシーベルトである（同号証・65ページ）。世界の場合、例えばブラジルのガラパリのように高い放射線量を記録している地域もある（ガラパ

りでは、大地からの自然放射線量だけで年間約10ミリシーベルトである。)。なお、世界の人々が受けるすべての線源からの自然放射線の量は、平均で年間2.4ミリシーベルト程度とされており、その内訳は、宇宙から年間0.39ミリシーベルト、大地から年間0.48ミリシーベルト、空気中のラドンから年間1.26ミリシーベルト、飲食物等により体内に取り込まれる放射性物質から年間0.29ミリシーベルト等とされている（同号証・65ページ）。

また、人々が日常生活を営んでいく上において被ばくしている放射線には、上記の自然放射線以外にも、種々の人工放射線（エックス線等）がある。例えば、全身をCTスキャンした場合、1回で6.9ミリシーベルト被ばくすることとなる（同号証・65ページ）。

3 ICRPの放射線防護の考え方

ICRPは、国連科学委員会（UNSCEAR）の報告等を参考にしながら、専門家の立場から放射線防護の枠組みに関する勧告を行っている。我が国においても、ICRPの勧告等を踏まえて、放射線防護に関する法令や指針等が定められている（乙第218号証・155ページ）。

そこで、以下では、ICRPの放射線防護の考え方について説明する。

(1) 放射線防護の意義及び放射線防護体系の目的

放射線防護とは、人や環境を放射線の有害な影響から防護し、放射線の人体に対する悪影響を防止又は制限しつつ放射線被ばくを伴う有益な活動を行うために行われるものである。放射線防護については、国際的權威を有する組織としてICRPが設立されているところ、これは、放射線防護の分野において国際的權威とされる放射線医学、保健物理学、遺伝学、生物学等の専門家によって構成された任意団体であり、被ばくの態様や放射線の性質等についての知見の積み重ねを踏まえて、勧告等を行っている。その勧告は、各

国で権威のあるものとして尊重されている^{*5}。

ICRPの放射線防護体系は、第一に放射線被ばくから人の健康を防護することを目的としており、放射線による被ばくを管理、制御することで確定的影響の発生を防止し、確率的影響のリスクを合理的に達成できる程度に減少させることに放射線防護の目標を置いている（乙第219号証・7ページ(29)）。

(2) 確定的影響と確率的影響

放射線防護の分野においては、放射線被ばくによる有害な健康への影響は、確定的影響と確率的影響とに分類できる。

ア 確定的影響

確定的影響とは、「『もし線量が十分に大きければ、組織の機能を損なうのに十分な細胞喪失を引き起こす、』放射線による細胞致死の結果から生じる健康影響である。」とされている（乙第220号証・9ページ）。ICRPの2007年勧告では、睾丸等の臓器ごとのしきい値について、具体的な線量が示されているところ、これらは、いずれも100ミリシーベルトを超え、5000ミリシーベルトないし6000ミリシーベルトに達す

*5 例えば、我が国の法令では、ICRPの1990年勧告を踏まえて、原子力施設敷地内の周辺監視区域の外側においては、一般公衆に対する放射線量の限度を実効線量で年間（4月1日を始期とする1年間をいう。）1ミリシーベルトとしている（実用炉則2条2項6号、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（平成29年12月22日原子力規制委員会告示第14号）2条1号）。

るものもある^{66,67} (乙第219号証・124ページ「表A. 3. 1」)。

イ 確率的影響

(7) 確率的影響の意義

確率的影響とは、「放射線被ばくによって引き起こされた細胞の修飾の結果として起こるかもしれない健康影響をいう。」とされている(乙第220号証・9ページ)。ICRPの1990年勧告によると、放射線に起因するがんの発症の確率は、少なくとも確定的影響のしきい値よりも十分に低い線量では、線量におよそ比例して線量の増加分とともに上昇する(乙第221号証・6ページ(21))。すなわち、放射線被ばくによって修飾された体細胞(被修飾細胞)は、正常に再生し機能する能力を喪失することもあるが、依然として再生能力を保持する場所があるところ(同号証・15ページ(45))、そのクローン形成においては、長い潜伏期を経て、被修飾細胞の増殖が制御されなくなった悪性状態(このような状態は、通常一括してがんと呼ばれている。)を生ずることがあり、その確率は、放射線被ばくによって当初修飾された細胞のクローン数によって左右されると考えられている(同号証・19ページ(62))。また、遺伝情報を伝える機能を有する生殖腺中の細胞が放射線被ばくによって修飾されると、子孫の一部に遺伝的影響が生じる場合もある(同

*6 2007年勧告(乙第219号証)の124ページ「表A. 3. 1」には、1回の短時間被ばくで受けた総線量について、組織ごとのしきい値の推定値が示されている(単位は、吸収線量を示すGy〔グレイ〕であり、以下では、実効線量を示すmSv〔ミリシーベルト〕へのおおよその換算値を括弧内に掲記した)。これによると、1回の短時間被ばくによる組織ごとのしきい値は、睪丸(一時的不妊0.15Gy〔150mSv〕、永久不妊3.5~6.0Gy〔3500mSv~6000mSv〕)、卵巣(不妊2.5~6.0Gy〔2500mSv~6000mSv〕)、水晶体(検出可能な混濁0.5~2.0Gy〔500mSv~2000mSv〕)、視力障害〔白内障〕5.0Gy〔5000mSv〕)、骨髓(造血機能低下0.5Gy〔500mSv〕)などとされている。

*7 確定的影響があるというのは、放射線被ばくにより組織・臓器内の細胞が傷つけられて臓器の機能等が損なわれることを意味し、確率的影響において問題となるような被ばくの影響により細胞が悪性状態となってがんが発生する場合とは異なる。

号証・15ページ(45))。1個の被修飾細胞から始まることのあるこれらの身体的影響及び遺伝的影響を、確率的影響と呼ぶのである。

確率的影響については、確定的影響におけるようなしきい値は想定されておらず、また、「放射線被ばく者においては、がん(およびいくつかの臓器の良性腫瘍)以外の確率的影響は放射線によって誘発されないとと思われる。」とされている(同号証・19及び20ページ(62))。

また、平成23年12月22日付け「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」(乙第222号証)は、低線量(200ミリシーベルト以下)被ばくのリスクについて、「国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられているが、現時点では人のリスクを明らかにするには至っていない。」としている(同号証・4ページ)。なお、ここでいう100ミリシーベルトの被ばくについての評価は、短時間に被ばくした場合の評価であるが、低線量率の環境で長時間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されている(線量率効果。同号証・4ページ)。

(4) 低線量被ばくについてのICRPの考え方

もっとも、ICRPは、実用的な放射線防護体系を勧告する目的から、「約100mSvを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定」(直線しきい値なし〔LNT: Linear Non-Threshold〕モデルといわれる仮説である。)を提示し

ている（乙第219号証・17ページ(65)。乙第222号証・8ページ、乙第223号証・46及び47ページも参照。）。

ただし、ICRPは、「LNTモデルが実用的なその放射線防護体系において引き続き科学的にも説得力がある要素である一方、このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうにないということを強調しておく（…）。低線量における健康影響が不確実であることから、委員会は、公衆の健康を計画する目的には、非常に長期間にわたり多数の人々が受けたごく小さい線量に関連するかもしれないがん又は遺伝性疾患について仮想的な症例数を計算することは適切ではないと判断する」としていること（乙第219号証・17ページ(66)）に留意する必要がある（乙第218号証・160ページ）。すなわち、上記のLNTモデルの仮説は、「科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されている」のである（乙第222号証・8ページ）。また、この点については、「現時点では、がんによる死亡が有意に増加すると分かっている200 mSv程度より低い線量での線量と発がん率の関係は十分に分かっていない。そのため放射線防護の立場からリスクを推定するためにLNT仮説が導入されたのである。したがって、LNT仮説は、どの程度の被曝に対してどういった防護措置を取るのが合理的かといった放射線管理の目的のために用いられるべきであり、例えばある集団を対象として、微量の被曝線量を根拠に、この集団のうち何人ががんで死ぬといったような計算をして、一般の方の不安をあおるような使い方をすべきではない。」と指摘されているところである（乙第223号証・47ページ）。

(3) 人の放射線防護体系に関するICRPの考え方

ア 被ばく状況のタイプ

ICRPの2007年勧告は、想定する被ばくの状況として次の3つの被ばく状況を設定している（乙第219号証・(xvii)ページ(n)項、44及び45ページ(176)）。

(7) 計画被ばく状況

放射線源の計画的な導入と操業に伴う日常的状況をいう。放射線被ばくが生じる前に放射線防護を前もって計画できる状況及び被ばくの大きさと範囲を合理的に予測できるような状況である（乙第219号証・G4ページ、63ページ(253)）。

(i) 緊急時被ばく状況

計画的状況における操業中又は悪意ある行動により発生するかもしれない、至急の注意を要する予期せぬ被ばく状況をいう。具体的には、原子力事故又は放射線緊急事態の状況下において、望ましくない影響を回避若しくは低減するために緊急活動を必要とする状況である（乙第222号証・10ページの注19）。

(ii) 現存被ばく状況

管理に関する決定をしなければならない時点で既に存在する被ばく状況をいう。具体的には、緊急事態後の復興期の長期被ばくを含む、管理に関する決定を下さなければならない時に、既に存在している被ばく状況である（乙第222号証・11ページの注20）。

イ 被ばくのカテゴリー

ICRPの2007年勧告は、職業被ばく、患者の医療被ばく及び公衆被ばくという3つの被ばくカテゴリーを区別する。

職業被ばくは、作業者がその自らの仕事の結果として被る全ての放射線被ばくである（ただし、操業管理者の責任であると合理的に見なすことができる状況の結果として仕事上で受ける放射線被ばくだけに限定される。）（乙第219号証・45ページ(178)）。

患者の医療被ばくは、診断、IVR及び治療の手法において生じる放射線被ばくである（同号証・46ページ(181)）。

公衆被ばくは、職業被ばく又は医療被ばく、及び通常の局地的な自然バックグラウンド放射線（宇宙線や自然環境における放射線、あるいは測定対象としているもの以外の放射線）のいずれをも除いた、放射線源から公衆構成員が被る被ばくをいい（同号証・G5ページ）、端的には、職業被ばく及び患者の医療被ばく以外の公衆の全ての被ばくを含む（同号証・45ページ(180)）。なお、公衆の構成員は、職業被ばくや医療被ばくのどちらでもない被ばくをするあらゆる個人である（同号証・48ページ(191)）。

ウ 放射線防護の基本原則

ICRPは、前記アの被ばく状況に応じて、放射線防護体系の基本となる3つの原則を定めている（乙第219号証・50ページ(203)）。

(7) 正当化の原則

「放射線被ばくの状況を変化させるいかなる決定も、害より便益を大きくすべきである」という原則であり、線源（病院のX線装置又はある施設からの放射性物質の放出などのように、放射線防護を全体として最適化することができる実体。乙第219号証・G8ページ）の関連で、前記アの全ての被ばく状況に適用される。

(4) 防護の最適化の原則（ALARAの原則）

「被ばくする可能性、被ばくする人の数、及びその人たちの個人線量の大きさは、すべて、経済的及び社会的な要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く^{*8}保たれるべきである」という原則であり、「経済的及

*8 ALARA (As Low As Reasonably Achievable) の原則と呼ばれる（乙第222号証・10ページ脚注18）。

び社会的要因を考慮して、(被ばくすることが確実でない場所での)被ばくの発生確率、被ばくする人の数、及び個人線量の大きさのいずれをも合理的に達成できる限り低く抑えるための線源関連のプロセス」を意味する。

この原則も、線源の関連で、前記アの全ての被ばく状況に適用される。(以上につき、乙第219号証・50ページ(203)、52ページ(212))。

(ウ) 線量限度の適用の原則

線量限度とは、計画被ばく状況から個人が受ける、超えてはならない実効線量又は等価線量の値をいう(乙第219号証・G9ページ)。*9

線量限度の適用の原則は、「患者の医療被ばくを除く計画被ばく状況においては、規制された線源からのいかなる個人への総線量も、ICRPが勧告する適切な限度を超えるべきではない」というものである。この原則は、個人の関連で、計画被ばく状況(平常時)のみに適用される。(以上につき、同号証・50ページ(203))

エ 計画被ばく状況における公衆被ばくの線量限度

線量限度は、計画被ばく状況にのみ適用される(乙第219号証・59ページ(243))。そして、計画被ばく状況(平常時)における公衆被ばくについて、ICRPは、線量限度の適用の原則により、実効線量の限度が1年につき1ミリシーベルトとして勧告している。ただし、ある特別な事情においては、定められた5年間にわたる平均が年1ミリシーベルトを超えないという条件の下で、年間の実効線量としてより高い値も許容される(乙第219号証・60ページ(245)、表6)。

このように、ICRPは、公衆被ばくに関する実効線量の限度を年間1

*9 なお、ICRPは、被ばく状況のタイプと被ばくのカテゴリーとの関連で、いろいろなタイプの線量制限(線量限度、線量拘束値、参考レベル)を定めている(乙第219号証・55ページ(229)、表4)。

ミリシーベルトとして勧告しているが、これは、放射線による発がんリスク等の健康影響に関する科学的知見を基礎としつつも、不必要な放射線への被ばくを避けるために、非常に変動しやすいラドンによる被ばくを除いた自然放射線源からの年実効線量が約1ミリシーベルトであることを考慮して（甲第27号証及び乙第221号証・55ページ(191)）、飽くまでも「社会的・経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成できる限り低く」（ALARAの原則）被ばく線量を制限することを求めていることに基づく数値である（乙第33号証）。

なお、計画被ばく状況（平常時）における公衆被ばくの実効線量の限度を年間1ミリシーベルトとすることは、1990年勧告（甲第27号証、乙第221号証）、2007年勧告とも同じである（乙第219号証・60ページ(245)、74ページ(300)、75ページ・表8）。

オ 緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における残存線量の参考レベル

残存線量とは、防護措置が完全に履行された後に（又は、いかなる防護措置もとらないという決定がなされた後に）被ると予想される線量をいう。また、参考レベルとは、緊急時又は現存の制御可能な被ばく状況において、それを上回る被ばくの発生を許す計画の策定は不適切であると判断され、またそれより下では防護の最適化を履行すべき、線量又はリスクのレベルをいう^{*10}。（以上につき、乙第219号証・G5ページ及び57ページ(234)）

ICRPは、事故時等の緊急時被ばく状況において公衆を防護するための最大残存線量の参考レベルとして、1年間の実効線量の積算値20ミリ

*10 参考レベルも、防護の最適化（ALARA）の原則とともに用いられる（乙第219号証・54及び55ページ(225)）。なお、参考レベルは、「安全」と「危険」の境界を表したり、個人の健康リスクに関連した段階的変化を反映するものではない（同号証・55ページ(228)）。

シーベルトから100ミリシーベルトという数値を提示している（乙第219号証・69ページ(278), 57ないし59ページ(239)・表5)。また、現存被ばく状況の参考レベルは、予測線量1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの範囲に通常設定すべきであるとする（同号証・71ページ(287), 57ないし59ページ(239)・表5)。

なお、ICRPは、福島第一原発事故後の平成23年3月21日に、2007年勧告の考え方がそのまま福島第一原発事故後の状況に適用されることを明らかにした。したがって、ICRPがこれまで勧告してきた参考レベルは、福島第一原発事故における緊急時被ばく状況や現存被ばく状況下の放射線からの被ばくを防護するために用いることができる（乙第224号証）。

4 ICRPの勧告を根拠として年間1ミリシーベルトを超える被ばくをもって原告適格を基礎付けることはできないこと

(1) 原告らの主張

前記1のとおり、原告らは、本件各原子炉において原子炉事故等が発生したことを想定した場合に、本件シミュレーションを前提にしても、ICRPが公衆被ばくに関する実効線量の限度として提唱する年間1ミリシーベルトを超える被ばくを受ける可能性がある地域に居住する原告らには、全て原告適格が認められるべきである旨主張する。

(2) 被告の反論

ア まず、前記3(3)エのとおり、ICRPが計画被ばく状況（平常時）における公衆被ばくに関する実効線量の限度を年間1ミリシーベルトとして勧告しているが、これは、放射線による発がんリスク等の健康影響に関する科学的知見、ラドンによる被ばくを除いた自然放射線源からの年実効線量が約1ミリシーベルトであることを考慮して、「社会的・経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成できる限り低く」（ALARAの原則）被

ばく線量を制限することを要求する趣旨であるにすぎない。

イ 次に、前記3(3)オのとおり、ICRPは、緊急時被ばく状況において公衆を防護するための最大残存線量の参考レベルとして、1年間の実効線量の積算値20ミリシーベルトから100ミリシーベルトという数値を提示し、また、現存被ばく状況の参考レベルは、予測線量1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの範囲に通常設定すべきであるとする。

しかし、前記3(2)イ(7)のとおり、そもそも、「国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられているが、現時点では人のリスクを明らかにするには至っていない。」とされており(乙第222号証・4ページ)、年間100ミリシーベルトを下回る被ばく線量でがんの発症率が有意に上昇するとの科学的な根拠は存在しない。放射線による被ばくを管理、制御することで確定的影響の発生を防止し、確率的影響のリスクを合理的に達成できる程度に減少させることを目的とする団体であるICRPは、実用的な放射線防護体系を勧告するという役割を果たすため、「約100mSvを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じさせるであろうという仮定」(LNTモデル)を前提として、緊急時被ばく状況等における最大残存線量の参考レベル等を勧告するのであるが、前記3(2)イ(1)のとおり、ICRP自身が、「このモデル(引用者注:LNTモデルのこと)の根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的/疫学的知見がすぐには得られそうにないということを強調しておく。」と留保を付しており(乙第219号証・17ページ(66))、LNTモデルの仮説を、科学的に証明された真実として理解するの

ではなく、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用しているにすぎない（乙第222号証・8ページ）。

ウ さらに、長期被ばく（公衆が偶発的に、また、持続的に受ける長期間にわたる被ばく）により積算線量（実効線量の累積値）で100ミリシーベルトを上回った場合であっても、直ちにがん発症のリスクが高まるともいえない。例えば、前記2(3)で述べたとおり、日本国内では、自然放射線のレベルが年平均約1.5ミリシーベルトであり、生涯を80年とすれば自然放射線を約120ミリシーベルト被ばくすることになるが、地域によっては、年間で0.3ないし0.4ミリシーベルトの差があり、生涯に30ミリシーベルト程度の被ばくする積算線量の差が生じる場合もある（乙第225号証・23及び24ページ）。また、世界の高自然放射線地域の一つであるインドのケララ地方住民の疫学調査では、蓄積線量が500ミリシーベルトを超える集団であっても、発がんリスクの増加は認められないとされている（乙第222号証・4ページ。この点については、上記論文〔乙第225号証〕においても、インドのケララ州は、高いところでは年間16ミリシーベルトの被ばく線量となるが、住民のがん死亡の過剰相対リスクは積算線量が600ミリシーベルトでも増加していないとされ、このデータは、がん登録がしっかりしており、比較的信頼できるものであると指摘されている〔同号証・25ページ〕。).

エ 以上のとおり、本件各原子炉の事故等がもたらす災害により、原告らが、年間1ミリシーベルトを超える放射線量を被ばくする可能性がある地域に居住しているとしても、それだけで直ちに、もんじゅ最高裁判決にいう「その生命、身体等に直接かつ重大な被害を受ける」ことが想定される範囲の住民には該当せず、原告適格を基礎付けるものとは認められない。

5 小括

以上のとおり、原告らの原告適格に関する前記主張は、ICRPの勧告の趣

旨を正解しないものであり、前提において誤っている。

第4 発電用原子炉設置（変更）許可処分がなされた後に新たに別の設置変更許可処分がされた場合における各処分の関係等

1 はじめに

原子力規制委員会は、平成29年5月24日付けで、本件各原子炉施設の基本設計ないし基本設計方針について、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号の基準（設置許可基準規則6条1項等）に適合するものとして本件設置変更許可処分をしたが、その後、平成31年度第4回原子力規制委員会において、大山火山の大山生竹テフラの噴出規模についての新知見を認定し、参加人に対し、同法43条の3の23第1項の規定に基づく命令を発した。参加人は、上記命令を受け、令和元年9月26日付けで、新たに設置変更許可申請をした。同申請については、現在、審査中である。

被告は、上記の状況に鑑み、発電用原子炉設置（変更）許可処分（以下「旧許可処分」という。）がされた後に、新たに設置変更許可処分（以下「新変更許可処分」という。）がされた場合における、旧許可処分と新変更許可処分との関係や、その場合における旧許可処分の取消訴訟の審理判断の対象について述べる。

2 旧許可処分と新変更許可処分とは別個の行政処分であり併存すること

(1) 原子炉等規制法43条の3の8第1項本文は、「第43条の3の5第1項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第2項第2号から第5号まで又は第8号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。」、同条の3の8第2項は、「第43条の3の6の規定は、前項本文の許可に準用する。」、同条の3の6第1項柱書きは、「原子力規制委員会は、前条第1項の許可の申請があつた場合においては、その申請

が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。」と定めている。

このように、発電用原子炉設置者において、原子炉の使用の目的（2号）、型式、熱出力及び基数（3号）、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備（5号）、使用済燃料の処分の方法（8号）、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項（10号）等の所定の事項を変更しようとする場合には、原子力規制委員会において、当該所定の事項について、原子炉等規制法43条の3の6第1項の許可基準に適合するか否かを改めて審査する必要がある。

- (2) 原子炉等規制法43条の3の8第1項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請は、発電用原子炉設置者において、旧許可処分に係る原子炉施設の一部を変更し、当該変更許可申請に係る原子炉施設（当該変更申請に係る事項の部分）を適法に設置することができる地位の付与を求めるものであり、新変更許可処分は、発電用原子炉設置者にその地位を付与するものである。旧許可処分と新変更許可処分とは、いずれもそれぞれの申請に対してなされる別個の行政処分であり、それぞれの行政処分の判断の対象は、各申請に係る事項に限られ、両処分は、同一の原子炉施設に関するものであっても、判断の対象を異にする。したがって、新変更許可処分における行政庁の認定判断は、旧許可処分の一部取消し、又は修正の効力を有するものではなく、旧許可処分の効力は新変更許可処分の後も従前どおり維持され、両処分は併存する。
- (3) この点につき、東京高等裁判所平成17年11月22日判決（訟務月報52巻6号1581ページ。以下「東京高裁平成17年判決」という。）は、原子炉設置変更許可処分の法的性質について、「規制法（引用者注：平成24年改正前原子炉等規制法）26条1項によれば、原子炉設置者は、同法23条2項2号から5号まで及び8号に掲げる事項を変更しようとするときは、

主務大臣の許可を受けなければならないと定めており、同法26条4項によれば、変更許可処分に当たっては、許可処分（引用者注：許可基準）への適合性を改めて審査するものとされている。そして、同法23条2項3号は、原子炉の型式、熱出力及び基数、同項4号は、原子炉を設置する工事又は事業所の名称及び所在地、同項5号は原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備、同項8号は使用済燃料の処分の方法を掲げている（括弧内省略）。このように、同一の原子炉施設の場合を含み、原子炉設置者が同法23条2項2号から5号まで及び8号に掲げる事項を変更しようとするときは、当初の原子炉設置許可処分そのものを^{ママ}変更する処分ではなく、これとは別個の新たな変更許可処分を受けるべきものとされているから、当初の設置許可処分とその後の変更許可処分とはいずれも別個の行政処分であることは明らかである。そして、変更許可処分は、原子炉設置者に対し、変更許可された事項を設置することができる法的地位を付与するが、これを超えて当初の設置許可処分自体の効力を一部取り消しあるいは変更する効力を有するものではなく、それゆえ、変更許可処分がなされても、当初の設置許可処分は、そのままの効力を維持するものと解される。」と判示している（訟務月報52巻6号1884, 1885ページ）。

3 新変更許可処分がなされた場合における旧許可処分についての取消訴訟の審理判断の対象

(1) 行政処分の取消訴訟の訴訟物は、当該行政処分の違法一般、すなわち、当該行政処分の違法事由であり、その審理判断の対象もこれに限られる。

そして、前記のとおり、旧許可処分とその後になされる新変更許可処分とは別個の行政処分であり、それぞれの処分要件適合性を認めた行政庁の認定判断の内容が異なる以上、それぞれの処分に関する取消訴訟の審理判断の対象も、当然別個のものとなる。よって、同一の原子炉施設に関するものであっても、旧許可処分の違法と、その後になされる新変更許可処分の違法は、

それぞれの処分の取消訴訟において争われるべきであって、互いに他方の取消訴訟の対象とはならない。

- (2) この点につき、東京高裁平成17年判決は、両訴訟における審理判断の対象について、「当初の設置許可処分である本件処分の取消訴訟の継続中に、複数の変更許可処分がなされたとしても、これら処分は、それぞれ別個の処分であるから、変更許可処分の内容を設置許可処分の内容と実質的に同一視し得る等の特段の事情がない限り、たとえ後になされた変更許可処分に瑕疵があったとしても、これが遡って本件処分の違法事由になることはあり得ないのであり、それゆえ、変更許可処分の違法事由は、上記のような特段の事情がない限り、本件訴訟における審理・判断の対象にならないものである。」と判示している（訟務月報52巻6号1885ページ）。
- (3) なお、旧許可処分の取消訴訟の係属中に、旧許可処分における審査事項の一部について、異なる内容の新たな設置変更許可申請がされ、これに対する新変更許可処分がされた場合には、旧許可処分の取消訴訟の審理判断の対象について別途検討した上で、旧許可処分の適法性を判断する必要がある。もっとも、本件においては、前記のとおり、参加人から新たな設置変更許可申請がされたものの、その申請内容を審査中であり、上記申請に対して新変更許可処分がされるか否かについては、何ら確たることはいえない状況にある。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 大阪地方裁判所平成24年(行ウ)第117号
 発電所運転停止命令義務付け請求事件
 原告 134名
 被告 国
 参加人 関西電力株式会社

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
数字				
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号)	第4準備書面	21	
3号要件	その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号)	第4準備書面	22	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)	第4準備書面	20	
7月27日規制委員会資料	平成28年7月27日原子力規制委員会資料「大飯発電所の地震動に係る試算の過程等について」	第15準備書面	11	
英字				
(a)ルート	「壇ほか式」(レシピ(12)式)とレシピ(13)式を用いてアスペリティ面積比を求める手順であり、 M_0 からスタートし、加速度震源スペクトル短周期レベルA、(13)式を経て、アスペリティの総面積 S_a へと至る実線矢印のルート	第19準備書面	33	
(b)ルート	地震モーメントの増大に伴ってアスペリティ面積比が増大となる場合に、地震モーメント M_0 や短周期レベルAに基づきアスペリティ面積比等を求めるのではなく、「長大な断層」と付記された破線の矢印のとおり、アスペリティ面積比を約0.22の固定値に設定するルート	第19準備書面	33	
IAEA	国際原子力機関	第30準備書面	19	

IAEA・SSG-21	IAEA Safety Standards“Volcanic Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations”(No.SSG-21)	第30準備書面	13	
ICRP	国際放射線防護委員会	第2準備書面	28	
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構 (Japan Nuclear Energy Safety Organization)	第30準備書面	21	
Lsub	震源断層の長さ	第16準備書面	23	
PAZ	放射線被ばくにより重篤な確定的影響を回避する区域	第32準備書面	13	
PRA	確率論的リスク評価	第17準備書面	24	
Somerville規範	「Somerville et al.(1999)」において示されたトリミングの規範	第16準備書面	41	
SRCMOD	Finite-Source Rupture Model Database	第19準備書面	43	Z.86
S波速度	せん断波速度	第24準備書面	25	
UPZ	確定的影響のリスクを合理的な範囲で最小限に抑える区域	第32準備書面	13	
あ				
安全審査指針類	第4準備書面別紙3に列記する原子力安全委員会(その前身としての原子力委員会を含む。)が策定してきた各指針	第4準備書面	29	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第1準備書面	13	Z.4
安全評価上の設定時間	設置許可申請書添付書類第八の仕様及び添付書類十における運転時の異常な過渡変化及び事故の評価で設定した時間(「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」における「適切な値をとるような速度」についての解説部分より)	答弁書	23	Z.3
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第1準備書面	19	Z.20
安全余裕検討部会	制御棒挿入に係る安全余裕検討部	第1準備書面	34	
い				
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1174)	第1準備書面	10	
入倉ほか(1993)	入倉孝次郎ほか「地震断層のすべり変位量の空間分布の検討」	第18準備書面	9	甲151
入倉ほか(2017)	Applicability of source scaling relations for crustal earthquakes to estimation of the ground motions of the 2016 Kumamoto earthquake	第22準備書面	9	Z.75
入倉(2014)	入倉孝次郎=宮腰研=釜江「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケールリング則の再検討」	第9準備書面	25	Z.57
入倉・三宅(2001)	入倉孝次郎氏及び三宅弘恵氏が執筆した論文である「シナリオ地震の強震動予測」	第9準備書面	6	甲96
入倉氏	入倉孝次郎氏	第16準備書面	34	
う				

訴え変更申立書	原告らの平成25年9月19日付け訴えの変更申立書	第3準備書面	4	
訴えの変更申立書2	原告らの平成29年9月21日付け訴えの変更申立書	平成29年12月25日付け訴えの変更申立てに対する答弁書	5	
お				
大飯破砕帯有識者会合	原子力規制委員会における大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合	第3準備書面	26	
大飯発電所3号炉	関西電力大飯発電所3号原子炉	答弁書	4	
大飯発電所4号炉	関西電力大飯発電所4号原子炉	答弁書	4	
小田急大法廷判決	最高裁判所平成17年12月7日大法廷判決(民集59巻10号2645ページ)	第2準備書面	9	
か				
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則17条の施行後の核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第1準備書面	24	第4準備書面で基本用語を変更
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法附則18条による改正法施行後の核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ※なお, 平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には, 単に「原子炉等規制法」という。	第4準備書面	5	第1準備書面から基本用語を変更
解析値	解析によって求められた値	第21準備書面	46	
火山ガイド	原子力発電所の火山影響評価ガイド	第30準備書面	4	Z179
片岡ほか(2006)	片岡正次郎氏らが執筆した論文である「短周期レベルをパラメータとした地震動強さの距離減衰式」	第16準備書面	9	甲157
釜江意見書(地震モーメント)	京都大学名誉教授である釜江克宏氏(地震工学)の令和元年7月22日付け意見書(地震モーメント)	第31準備書面	3	Z208
釜江意見書(短周期レベル)	京都大学名誉教授である釜江克宏氏(地震工学)の令和元年7月22日付け意見書(短周期レベル)	第31準備書面	3	Z209
関西電力	関西電力株式会社	答弁書	4	
き				
菊地ほか(1999)	菊地正幸ほか「1948年福井地震の震源パラメーター」	第20準備書面	23	Z97
菊地ほか(2003)	Kikuchi et al.(2003)	第19準備書面	43	Z91
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	第3準備書面	5	
技術基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号原子力規制委員会決定)	第5準備書面	8	Z46
技術基準適合命令	経済産業大臣が, 電気事業法40条に基づき, 事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときにする, 事業用電気工作物の修理, 改造, 移転, 使用の一時停止, 使用の制限等の命令	答弁書	10	

技術的能力審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会決定)	第10準備書面	7	Z.59
基準地震動	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則4条3項に規定する基準地震動	第5準備書面	13	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第5準備書面	16	
基準津波	設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第5準備書面	28	
基本震源モデル	震源特性パラメータを設定したモデル	第9準備書面	11	
旧F-6破碎帯	昭和62年の本件各原子炉の設置許可申請時に推定されていたF-6破	第8準備書面	5	
旧許可処分	発電用原子炉設置(変更)許可処分	第32準備書面	37	
九州電力	九州電力株式会社	第19準備書面	30	
旧耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について(昭和56年7月原子力安全委員会決定)	第1準備書面	14	
強震動予測レシビ	推本による「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」	第16準備書面	10	
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	4	
け				
原告ら準備書面(1)	原告らの平成24年10月16日付け準備書面(1)	第1準備書面	5	
原告ら準備書面(2)	原告らの平成24年12月25日付け準備書面(2)	第2準備書面	4	
原告ら準備書面(5)	原告らの平成26年3月5日付け準備書面(5)	第9準備書面	6	
原告ら準備書面(6)	原告らの平成26年6月3日付け準備書面(6)	第6準備書面	4	
原告ら準備書面(7)	原告らの平成26年9月9日付け準備書面(7)	第7準備書面	5	
原告ら準備書面(8)	原告らの平成26年12月10日付け準備書面(8)	第9準備書面	6	
原告ら準備書面(9)	原告らの平成27年3月12日付け準備書面(9)	第10準備書面	6	
原告ら準備書面(10)	原告らの平成27年6月17日付け準備書面(10)	第10準備書面	6	
原告ら準備書面(11)	原告らの平成27年6月23日付け準備書面(11)	第10準備書面	6	
原告ら準備書面(12)	原告らの平成27年9月11日付け準備書面(12)	第11準備書面	5	
原告ら準備書面(13)	原告らの平成27年12月14日付け準備書面(13)	第12準備書面	5	
原告ら準備書面(14)	原告らの平成28年3月17日付け準備書面(14)	第13準備書面	5	
原告ら準備書面(15)	原告らの平成28年6月10日付け準備書面(15)	第14準備書面	5	
原告ら準備書面(16)	原告らの平成28年9月9日付け準備書面(16)	第15準備書面	5	
原告ら準備書面(17)	原告らの平成28年9月20日付け準備書面(17)	第15準備書面	5	

原告ら準備書面(18)	原告らの平成28年12月16日付け準備書面(18)	第16準備書面	8	
原告ら準備書面(19)	原告らの平成29年3月17日付け準備書面(19)	第17準備書面	7	
原告ら準備書面(20)	原告らの平成29年7月3日付け準備書面(20)	第18準備書面	6	
原告ら準備書面(21)	原告らの平成29年9月21日付け準備書面(21)	第20準備書面	7	
原告ら準備書面(22)	原告らの平成29年12月18日付け準備書面(22)	第20準備書面	7	
原告ら準備書面(23)	原告らの平成30年3月12日付け準備書面(23)	第21準備書面	10	
原告ら準備書面(24)	原告らの平成30年6月11日付け準備書面(24)	第28準備書面	5	
原告ら準備書面(27)	原告らの平成30年12月4日付け準備書面(27)	第30準備書面	4	
原告ら準備書面(29)	原告らの平成31年3月18日付け準備書面(29)	第28準備書面	17	
原告ら準備書面(30)	原告らの令和元年6月18日付け準備書面(30)	第30準備書面	4	
原告ら準備書面(34)	原告らの令和元年9月20日付け準備書面(34)	第31準備書面	3	
原災指針	原子力災害対策指針	第32準備書面	12	
原災法	原子力災害対策特別措置法	第32準備書面	12	
現状評価会合	大飯発電所3, 4号機の現状に関する評価会合	第3準備書面	6	
現状評価書	平成25年7月3日付け「関西電力(株)大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書」	第3準備書面	6	Z35
原子力規制委員会等	原子力規制委員会及び経済産業大	第1準備書面	5	
原子力災害対策重点区域	住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域	第2準備書面	18	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	第4準備書面	18	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第4準備書面	5	
原子炉格納容器の破損等	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷	第17準備書面	33	
原子炉施設等基準検討チーム	原子炉設置許可の基準を検討するための発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム(発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームと改称)	第28準備書面	8	
原子炉制御系統	原子炉の通常運転時に反応度を調整する機器及び設備	第5準備書面	34	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	第4準備書面	20	
原子炉停止系統	原子炉の通常運転状態を超えるような異常な事態において原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために原子炉を停止する機能を有する機器及び設備	第5準備書面	34	
原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	4	第3準備書面で略称を変更

こ

広域地下構造調査(概査)	地震発生層を含む地震基盤から解放基盤までを対象とした地下構造調査	第23準備書面	50	
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以降の規制	答弁書	7	
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会・国会事故調報告書	第3準備書面	21	
さ				
サイト	原子力施設サイト(敷地)	第30準備書面	20	
佐賀地裁決定	玄海原子力発電所3・4号機再稼働差止仮処分申立事件に係る佐賀地方裁判所平成29年6月13日決定	第21準備書面	37	Z108
佐藤(2010)	佐藤智美氏による「逆断層と横ずれ断層の違いを考慮した日本の地殻内地震の短周期レベルのスケーリング則」	第21準備書面	30	Z104
佐藤・堤(2012)	佐藤智美氏及び堤英明氏による「2011年福島県浜通り付近の正断層の地震の短周期レベルと伝播経路・地盤増幅特性」	第21準備書面	30	Z105
参加人準備書面(1)	参加人の平成30年6月6日付け準備書面(1)	第24準備書面	29	
し				
敷地近傍地下構造調査(精査)	地震基盤から表層までを対象とした地下構造調査	第23準備書面	50	
四国電力	四国電力株式会社	第21準備書面	14	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第5準備書面	6	
地震等基準検討チーム	断層モデルを用いた手法による地震動評価に関する専門家を含めた発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	第9準備書面	18	
地震等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員	第24準備書面	9	Z117
地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306192号原子力規制委員会決定)	第9準備書面	11	Z52
実用発電用原子炉施設	実用発電用原子炉及びその附属施設	答弁書	5	
実用炉設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	第4準備書面	30	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)	第4準備書面	20	
地盤ガイド	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド	第29準備書面	4	Z171
島崎氏	島崎邦彦氏	第10準備書面	6	
島崎証言	名古屋高等裁判所金沢支部に係属する事件での島崎氏の証言内容	第19準備書面	10	甲168
島崎提言	島崎氏が執筆した論文である「最大クラスではない日本海『最大クラス』の津波」における島崎氏の提言	第16準備書面	33	甲152
島崎発表	島崎邦彦氏の発表	第10準備書面	6	甲137
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第5準備書面	5	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	第5準備書面	7	
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	第5準備書面	6	

重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第5準備書面	6	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第5準備書面	6	
常設重大事故緩和設備	重大事故緩和設備のうち常設のもの	第23準備書面	11	
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	第23準備書面	10	
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	第23準備書面	10	
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23が規定する、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるときに、原子力規制委員会が、原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずる処分	第1準備書面	26	
省令62号	発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	答弁書	7	
省令62号の解釈	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について	第3準備書面	19	甲56
新F-6破砕帯	大飯破砕帯有識者会合において確認された旧F-6破砕帯とは異なる位置を通過する新たな破砕帯	第8準備書面	5	
新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等(同規則の解釈やガイドも含む)	第3準備書面	6	第4準備書面別紙参照
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	第4準備書面	28	
審査書案	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)(平成29年2月22日原子力規制委員会)	第17準備書面	7	甲164
新耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第1準備書面	10	乙2。答弁書から略称を変更。
新変更許可処分	発電用原子炉設置(変更)許可処分がされた後に、新たにされた設置変更許可処分	第32準備書面	37	
す				
推本	地震調査研究推進本部	第9準備書面	11	
推本長期評価手法報告書	推本による「『活断層の長期評価手法』報告書(暫定版)」(平成22年11	第23準備書面	23	乙115

推本レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(レシピ)(平成21年12月21日改訂)	第3準備書面	14	Z36・73・87
せ				
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号)	第3準備書面	4	
設置許可基準規則51条等	設置許可基準規則51条及び技術的能力審査基準Ⅱ1.8項	第28準備書面	14	
設置許可基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定)	第5準備書面	7	Z44・113
設置法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)	第4準備書面	5	
そ				
訴訟要件①	処分権限	答弁書	5	
訴訟要件③	i 損害の重大性, ii 補充性	答弁書	5	
訴訟要件④	原告適格	答弁書	5	
た				
第2ステージ	M_0 (地震モーメント) $>7.5E+18Nm$	第21準備書面	44	
耐震安全性評価に対する見解	「耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社 美浜発電所1号機, 高浜発電所3, 4号機, 大飯発電所3号機, 4号機 耐震安全性に係る評価について(基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)」に対する見解	第1準備書面	30	Z23
耐震重要施設	設計基準対象施設のうち, 地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	第23準備書面	9	
耐震設計工認審査ガイド	耐震設計に係る工認審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306195号原子力規制委員会決定)	第5準備書面	8	Z47
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	答弁書	20	第1準備書面で略称を変更
武村(1998)	武村雅之氏が執筆した論文である「日本列島における地殻内地震のスケーリング則—地震断層の影響および地震被害との関連—」	第9準備書面	6	甲97
武村式+片岡ほか式手法	原告らが主張する「壇ほか式」を「片岡ほか式」に置き換えた手法	第21準備書面	33	
田島ほか(2013)	田島礼子氏ほかによる「内陸地殻内および沈み込みプレート境界で発生する巨大地震の震源パラメータに関するスケーリング則の比較研究」	第21準備書面	30	Z106
短周期レベル	短周期領域における加速度震源スペクトルのレベル	第16準備書面	8	

壇ほか(2001)	壇一男氏, 渡辺基史氏, 佐藤俊明氏及び石井透氏が執筆した論文である「断層の非一様すべり破壊モデルから算定される短周期レベルと半経験的波形合成法による強震動予測のための震源断層モデル化」	第16準備書面	9	甲163
ち				
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定)	第5準備書面	7	乙45
つ				
津波ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306193号原子力規制委員会決定)	第26準備書面	23	乙148
と				
東京高裁平成17年判決	東京高等裁判所平成17年11月22日判決	第32準備書面	38	
東京電力	東京電力株式会社	第16準備書面	28	
な				
中田教授	中田節也東京大学地震研究所火山噴火予知研究センター教授	第30準備書面	21	
ね				
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	第4準備書面	25	
は				
破砕帯評価書	平成26年2月12付け「関西電力株式会社大飯発電所の敷地内破砕帯評価について」	第8準備書面	5	乙49
破砕部	台場浜トレンチの破砕帯(本件設置変更許可処分の審査書の表記に合わせるもの)	第29準備書面	16	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	第4準備書面	6	
ひ				
ピア・レビュー会合評価書案	大飯発電所の敷地内破砕帯に関する評価書案	第31準備書面	10	乙212
評価書案	関西電力株式会社 大飯発電所の敷地内破砕帯の評価について(案)	第3準備書面	32	乙39
ふ				
福井地裁平成27年仮処分決定	福井地方裁判所平成27年4月14日決定	第20準備書面	15	甲138
福島第一原発事故	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故	第24準備書面	9	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第4準備書面	13	
へ				
平成17年5号内規	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について(平成17年12月15日原院発第5号)	第1準備書面	18	乙19
平成18年耐震指針	平成18年改正後の耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第24準備書面	9	甲2 乙2
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第3準備書面	8	答弁書から略称を変更
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準	第4準備書面	29	

平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準	第4準備書面	29	
ほ				
本件会合	原子炉施設等基準検討チーム第23回会合	第31準備書面	3	
本件各原子炉	大飯発電所3号炉及び4号炉	答弁書	4	
本件各原子炉施設	本件各原子炉及びその付属施設	答弁書	4	
本件各設置変更許可申請	関西電力が平成25年7月8付けでした本件各原子炉についての設置変更許可申請	第8準備書面	9	
本件シミュレーション	平成24年10月24日付けで原子力規制委員会が公表した原子力発電所の事故時における放射性物質拡散シミュレーション	第2準備書面	6	
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会による平成29年5月24日付け本件各原子炉施設の設置変更許可処分	平成29年12月25日付け訴えの変更申立てに対する答弁書	5	
本件適合性審査	本件各設置変更許可申請に係る設置許可基準規則等への適合性審査	第24準備書面	8	
み				
宮腰ほか(2015)	宮腰研氏らが執筆した論文である「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケールリング則の再検討」	第16準備書面	24	Z.61
宮腰ほか(2015)正誤表	宮腰ほか(2015)(Z.61)の表6の一部についての正誤表	第18準備書面	12	Z.85
も				
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571ページ)	第3準備書面	8	
や				
山形調整官	山形浩史・重大事故対策基準統括調整官(当時)	第28準備書面	9	
山崎教授	山崎晴雄首都大学東京大学院教授	第30準備書面	21	
ゆ				
有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(平成25年6月19日原規技発第13061915号原子力規制委員会決定)	第17準備書面	27	Z.80
よ				
要対応技術情報	何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見に関する情報	第30準備書面	23	
吉岡氏	吉岡産業技術総合研究所活断層評価研究チーム長	第31準備書面	10	
れ				
レシビ解説書	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシビ」)の解説	第27準備書面	8	Z.155
ろ				
炉心	発電用原子炉の炉心	第7準備書面	19	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著し	第5準備書面	5	
わ				
渡辺氏	渡辺東洋大学教授	第31準備書面	10	